

## 特別寄稿

## キヤノンの知的財産保護の取組みについて

キヤノン株式会社

専務取締役 知的財産法務本部長 田中 信義

## キヤノンにおける権利取得への取組み

中国の事業活動は1979年にスタートした。1989年には大連での生産を開始し、現在では大連、珠海、天津、中山、蘇州、深・等の地域で複写機、LBP、カメラ、FAXなど数多くの製品を生産し、販売の拡充強化を図っている。

中国での知的財産権取得への取組みは、1978年に商標出願をしたことに始まる。1985年に「特許法」(専利法)が施行され、直ちにFAX、カメラ、レンズ、電子写真用消耗材関係の特許出願を行った。しかし、法律が出来たとはいえ運用面が未整備であったため、その後の知的財産権取得活動は、暫くの間、静観する状態に終始していた。だが、5・6年前から積極策に転じ、出願件数もトップ10以内に入るようになり、今日では件数よりも内容重視の出願を行っている。

## 技術研修の必要性について

キヤノンは知的財産の出願・権利取得活動の一環として、関係国における特許庁の審査官や特許事務所の関係者を対象に、技術研修の機会を積極的に提供してきた。特に審査官には技術を十分に理解した上で適正な審査をしてもらうことが重要であるため、特許庁からの要請を受けるだけでなく、キヤノンからも要望を出し技術研修の機会を設けてきた。

中国特許庁(SIPO)に対しても、審査の適正化と効率化の一助として、2001年に「電子写真技術とインクジェット技術におけるカラー化技術」の技術研修を行った。当日は責任者を始め審査官60名程が参加し、時間の過ぎるのも厭わずに熱心な研修が行われた。

しかし、その後は個別企業の技術研修は公平性を欠くとの理由で、企業による技術研修が許可されなくなった。キヤノンはことあるごとに企業や業界団体による技術研修の必要性を訴えてきた。その結果、2003年秋にCIPA(カメラ映像機器工業会)を通じて、デジタルカメラ関

係の技術研修を行うことが出来た。この技術研修は両国にとって有意義なものとなり、数多くの関係者の方々からお褒めの言葉を頂いたのである。



田中 信義 氏

## 翻訳に関する問題点

中国の特許出願には明細書が必要となるが、その際の際の中国語翻訳が大きな問題となる。特許の明細書やクレームの翻訳は、翻訳者が特許そのものを良く理解していることと、当該技術に精通していることが必要である。しかし、近年の中国における知的財産関係業務の飛躍的な伸びに人材供給が追いつかず、翻訳の質の低下が深刻な問題となっている。

キヤノンは念のため、別の翻訳事務所に出願した中国語を日本語に翻訳させ確認したところ、誤訳や翻訳ミスが数多く見出された。それ以来、中国における特許出願の際には、現地代理人事務所とは別の翻訳事務所にて中国語から日本語に翻訳させて、内容のチェックを行っている。翻訳チェックの結果は、ケース毎に現地代理人事務所の担当者に通知し改善を図らせると共に、現地代理人事務所の評価にも使用している。

キヤノンでは2003年から中国国籍の留学生を知的財産部門の社員として雇用し、中国語明細書・クレームチェックの体制を整えている。それにより、優秀な現地の特許事務所を採用することが出来、出願明細書・クレームの翻訳の質的向上が可能となった。

出願形態は、通常、「パリ条約」に基づきナショナルルートで出願をしている。一方、国際標準に関係する分野では、状況を確認しながら出願国を決定したい場合は、PCTルートを積極的に活用するようにしている。

また、消耗品関係は、出来る限り速やかに権利取得をしたい場合、出願から1、2年で登録が可能な実用新案による出願を、特許出願と同時に行うようにしている。

## 模倣品対策について

キヤノンは模倣品対策の本格活動を2001年から開始した。知的財産の専門家を北京に駐在させ、現地社員とチームを組み、当局との密な連携と現地調査会社を活用し、活発な活動を展開している。キヤノンの場合、模倣品の多くは電子写真製品用のトナーカートリッジ等の消耗品である。なかには、廃棄された複写機・FAXを改造再生し、模倣品のカートリッジを取り付け、新品と偽装して販売するケースもある。また近年では、爆発の危険性もあるデジタルカメラ・ビデオカメラ用のリチウムイオンタイプのバッテリーの模倣品が多数出回っており、大きな問題となっている。

2001年からの活動の成果を以下に示す。

年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
レイド回数	35回	156回	298回	417回	226回

一方、中国企業の技術も高度化し、自己のブランドによる製品も増加している。しかし、その中に意匠権、実用新案権、特許権を侵害するものが増加しており、こうした製品に対する権利保護の必要性が増大している。このため、消耗品関係は特許と実用新案の併用で出願し、実用新案で早期権利取得を図り特許で権利の存続期間を稼ぐ方針をとっている。

## 今後の課題

中国の「特許法」（専利法）で最も問題になるのは、不特許事由となる非文献による公知公用が中国内に限られていることである。例えば、中国外で製品を発表し、その後中国に出願しても新規性の喪失にはならない。この時、出願人は、発表者である必要がないので、中国外での製品発表を知った他の者によって発表者に先駆けて中国で出願されると、その後発表者が出願しても特許を取得することができない。これを避けるには、製品の新規性について発表前にすべて出願すれば良いが、これらを一つひとつ総て出願するのは負荷が大きく経済的ではない。先願主義の先進国では非文献による公知公用が一般化している。中国でもハーモナイゼーションの点からも非文献による世界公知公用を採用すべきであると思

う。最近JPOとSIPOとの実務者レベルの会議で、JPOからもSIPOに対して非文献による世界公知公用の採用を申し入れたところ、検討するとの返事であったと聞き及んでいる。非文献による世界公知公用の採用を早期に実現してもらいたいと思っている。

中国においても、企業や人々が知的財産権を尊重し、知的財産権侵害に対して確実に法的対処がとれる社会になることを期待している。このことは、中国だけでなくアジア地域の発展、ひいては世界経済の健全な発展に不可欠である。